



# 技術コンサルティング約款のポイント



技術コンサルティングの活用をご検討いただき、誠にありがとうございます。当該制度をご活用いただくに当たり、約款のポイントをご案内いたします。

## ■契約の形式

- 契約手続きに時間を取らずにスピーディにサービスを提供できるよう“約款”による契約となります。
- なお**約款内容の変更を受け付けておりません**ので、ご了承をお願いいたします。  
約款内容の変更が必要な場合は、共同研究など他の連携制度にて、依頼を承ります。

## ■秘密情報の取り扱い（約款第2条第4項、第11条）

- 委託者が開示した秘密情報について、技術コンサルティングに携わる者を除いて、書面による相手方の承諾なしに第三者へ開示しません。

## ■知的財産の取り扱い（約款第12条）

- 技術コンサルティングは**知的財産が発生しないことを条件**としています。
- そのため契約期間途中で知的財産の発生が見込まれる場合は、速やかに共同研究契約などの適切な契約を、別途締結させていただきます。

## ■技術コンサルティングの費用（約款第9条）

以下（1）、（2）の合計額として算出します

### （1）直接経費

技術コンサルティング料（時間単価×従事予定時間）

必要経費（旅費、消耗品費等）

### （2）間接経費（直接経費の30%）

時間単価は20,000～50,000円の範囲で業務クラスに応じて設定し、従事予定時間には産総研内での作業や準備等に係る時間も含まれます。なお上記の算出法以外にも、協議により費用を設定する場合がございます。

## ■支払時期（約款第4条4項）

- 予めコンサルティング費用を納付いただく「**前払い方式**」を採用しております。

## ■免責（約款第13条）

- 提供した技術コンサルティングの内容についての製造物責任、保証責任等に関する免責条項を設けております。

制定 2023年4月1日  
最終改正 2026年4月1日一部改正

(適用範囲)

第1条 この約款は、株式会社 AIST Solutions (以下「AIST Solutions」という。)が実施する技術コンサルティングに適用します。なお、AIST Solutions は、必要に応じて、技術コンサルティングの全部又は一部を国立研究開発法人産業技術総合研究所 (以下「研究所」といい、AIST Solutions と研究所を総称して「産総研グループ」という。)へ委託して実施することができます。

(定義)

第2条 この約款において「委託者」とは、第4条第1項の通知を受け AIST Solutions と技術コンサルティング契約を成立させた者をいいます。

2 この約款において「役職員等」とは、役員、従業員、職員、外来研究員、派遣職員その他契約により AIST Solutions、研究所又は委託者それぞれの業務に従事する者をいいます。

3 この約款において「技術コンサルティング」とは、委託者からの委託を受け、AIST Solutions が産総研グループに蓄積される技術ポテンシャルを基に行う有用な知見の教授等であって、産総研グループの役職員等の当該業務への一定の労力が伴うもののうち、当該委託者がこれに要する経費を負担するものをいいます。

4 この約款において「秘密情報」とは、産総研グループ又は委託者が、他方から技術コンサルティングのために開示又は提供された技術情報及び他方の事業に係る技術情報以外の情報 (技術コンサルティングの過程で又は結果として得られた情報を除く。)であって、秘密である旨の表示がなされている書類又は電磁的記録 (複製されたものを含む。)に記載又は記録された情報及び口頭で開示された情報のうち、開示に際し秘密である旨明示され、又は開示後 30 日以内に書面で開示者から開示内容を特定のうへ秘密である旨通知されたものをいいます。ただし、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。

一 開示者からの知得時に既に公知の情報又は開示者から知得後に自己の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報

二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

三 開示者から情報を知得した時点で既に自己が保有していたことを書面により立証できる情報

四 開示者から知得した情報によらないで独自に創出したことが書面により立証できる情報

五 開示者から開示を受けた後、開示者が秘密である旨示した情報によらず、独自に創出した情報

六 開示者から書面により開示の承諾を得た情報

5 この約款において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明を、実用新案権の対象と

なるものについては考案を、意匠権、プログラム等の著作権又は回路配置利用権の対象となるものについては創作を、品種登録に係る権利の対象となるものについては育成を、ノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいいます。

6 この約款において、「受託研究契約等」とは、AIST Solutions が契約先から委託を受けて特定の研究を実施する受託研究契約、及び AIST Solutions が契約先と研究業務を分担して特定の研究を実施する共同研究契約を総称していいます。

(技術コンサルティングの申込み)

第3条 技術コンサルティングを申し込む場合は、AIST Solutions に対して「技術コンサルティング申請書」(様式第1)を提出するものとします。

2 AIST Solutions との間で既に締結した技術コンサルティング契約について、役務内容の追加、期間の延長その他の契約条件の変更を要するときは、AIST Solutions に対して「技術コンサルティング変更申請書」(様式第2)を提出するものとします。

(技術コンサルティングの受諾)

第4条 AIST Solutions は、次の各号に掲げる要件が全て満たされており、技術コンサルティングを実施すると判断した場合、「技術コンサルティング受諾書」(様式第3。以下「受諾書」という。)により技術コンサルティングを実施することを通知することとします。

この通知により、AIST Solutions と前条各項の申込みを行った者との間にこの約款及び受諾書に基づく技術コンサルティング契約 (以下「本契約」という。)が成立し、又は変更されるものとします。

一 依頼の内容が産総研グループの保有する研究成果の普及に資するものであること。

二 依頼の内容が産総研グループの知見を活用するものであって民間の主体では実施するのが困難であると見込まれること。

三 技術コンサルティングの実施により、産総研グループの他の業務の遂行に著しい支障を来すおそれがないと見込まれること。

四 技術コンサルティングを委託しようとする者が、第9条第1項に規定する技術コンサルティング費の全額を技術コンサルティングの開始前又は AIST Solutions が特に認める場合には AIST Solutions が請求書で定める期限までに AIST Solutions に納付すると約すること。

2 AIST Solutions は、技術コンサルティングを実施しないと判断した場合は、回答書により技術コンサルティングを実施しないことを通知します。

3 第1項により成立又は変更された技術コンサルティング契約に基づき提供する役務内容、契約期間及び技術コンサルティング費は、受諾書記載のとおりとします。

(コンサルティング業務の遂行)

第5条 AIST Solutions は、受諾書に定められた範囲を超えて技術コンサルティングを実施する義務を負うものではありません。

2 AIST Solutions は、必要に応じて、技術コンサルティングの全部又は一部を研究所へ委託して実施することができます。

3 技術コンサルティングの提供方法は、産総研グループ又は委託者の事業所等における打ち合わせの他、WEB 会議システム、電話、電子メール等の方法による

ものとし、

(遵守義務)

第6条 AIST Solutions 及び委託者は、この約款及び AIST Solutions からの受諾書に記載されている事項を遵守するものとし、

2 AIST Solutions は、この約款及び受諾書に記載されている事項を研究所に遵守させます。本条以降、産総研グループの義務として規定するものは、全て AIST Solutions が研究所をして遵守させるものとし、研究所の行為については自己の行為とみなして責任を負います。

(装置、施設の利用)

第7条 技術コンサルティングの実施のために、産総研グループの役職員等又はその指導を受ける委託者の役職員等を、各自の施設に受け入れる必要がある場合、産総研グループ又は委託者は、必要な手続きを経て受け入れるものとし、必要な便宜を当該役職員等に提供するものとし、

2 技術コンサルティングの実施のために、産総研グループ又は委託者の役職員等が相手方の施設、設備、装置等(以下「施設等」という。)を使用、利用する場合は、当該施設等に関する内規に従うものとし、この場合において、受入側の当事者は、他方当事者の当該役職員等に対して施設等の使用のために必要な教育等を実施し、当該他方当事者は、当該役職員等をして当該教育等を受けさせるものとし、

3 技術コンサルティングの実施のために、委託者が研究所の施設の一部を占有して使用する場合又は委託者が自己の設備若しくは装置等を研究所の施設に持ち込む場合は、研究所の内規に基づき必要な事項を定めた契約を別途締結するものとし、

4 産総研グループ及び委託者は、前三項により各自の役職員等が自己以外の施設等を使用、利用する場合は、善良な管理者の注意をもって使用、利用するよう指導するものとし、

5 産総研グループ又は委託者の役職員等が故意又は重大な過失で相手側の施設等を毀損、破損した場合は、自己の費用と責任でこれを修繕等するものとし、

(労災)

第8条 本契約に関連して労災等が発生した場合は、当該者の雇用主が責任を持つものとし、相手側には責任はないものとし、当該雇用主は、相手側に損害賠償等の請求をしないものとし、ただし、相手側は、労災発生時及びその後において、労災手続き等で協力するものとし、

(技術コンサルティング費等)

第9条 委託者は、次の各号に掲げる経費の合計額に消費税等を加えた額(以下、「技術コンサルティング費」という。)を所定の期日までに納付するものとし、

一 技術コンサルティングの遂行に直接必要な経費に相当する額(以下「必要経費」という。)及び産総研グループが蓄積する技術ポテンシャルを基に行う指導助言等への対価としての技術コンサルティング料(以下、必要経費と技術コンサルティング料をまとめて「直接経費」という。)

二 技術コンサルティングの遂行に関連して前号の直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額(以下「間接経費」という。)

2 技術コンサルティング費により取得した設備等は、AIST Solutions 又は研究所が所有するものとし、(技術コンサルティング費の返還)

第10条 AIST Solutions は、事由の如何を問わず委託者が納付した技術コンサルティング費を返還しません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、次の式記載の金額(以下「精算基準額」という。)を、委託者が納付済みの額から控除した額を委託者に返還するものとし、なお、「解約日までの期間に相当する技術コンサルティング料」とは、技術コンサルティング料の日割り相当額(本契約の技術コンサルティング料を契約期間日数で割った額)に解約日までの日数を乗じた額とし、

a=解約日までの期間に相当する技術コンサルティング料

b=AIST Solutions が既に費消した必要経費実績額  
精算基準額=(a+b)×(1+間接経費割合)

一 AIST Solutions が第14条第1項各号のいずれかに該当することにより、委託者が本契約を解約した場合

二 第14条第2項により、AIST Solutions 又は委託者が本契約を解約した場合

2 前項各号のいずれかに該当する場合において、委託者が納付した額が、精算基準額に不足する場合は、委託者は AIST Solutions が発行する請求書に基づき、請求書記載の期限までに不足額を納付するものとし、この場合において、委託者は技術コンサルティング費の未納額のうち当該不足額を超える額について、支払義務を負わないものとし、(秘密情報の取扱い等)

第11条 産総研グループ及び委託者は、秘密情報について、厳に秘密を保持するものとし、相手方の書面による承諾なくして、第三者に漏えいしないものとし、

2 AIST Solutions が技術コンサルティングの全部または一部を研究所に委託する場合、委託者は、前項にかかわらず、AIST Solutions が研究所に対して、委託者の秘密情報を開示し、研究所がこれを利用することについて、本契約をもって承諾します。

3 産総研グループ及び委託者は、秘密情報の管理について、取扱責任者を定め厳重に管理します。

4 産総研グループ及び委託者は、それぞれの役職員等であって、当該技術コンサルティングに携わる者に対してのみ、秘密情報を開示するものとし、開示に際し、秘密情報が秘密を保持すべき事項であることを明示するとともに、当該産総研グループ又は委託者の役職員等は、この約款に基づき産総研グループ又は委託者が負うものと同様の義務を負うものとし、

5 産総研グループ及び委託者は、本契約の目的以外で秘密情報を利用しないものとし、

6 第一項の規定にかかわらず、産総研グループ及び委託者は、裁判所、行政機関等より法令等に基づき秘密情報の開示を求められた場合、必要最小限の範囲に限り、相手方の事前の同意を得ることなく当該秘密情報を当該裁判所、行政機関等に開示できるものとし、

7 技術コンサルティングの過程において又は技術コンサルティングの結果として得られた情報について、両者が秘密情報として取り扱うことを合意する場合

は、書面により当該情報を特定し、その取扱いを定めるものとします。

(受託研究契約等への移行)

第12条 AIST Solutions と委託者は、技術コンサルティングにおいて、新たに発明等の発生が予測される場合には、速やかに受託研究契約等その他適切な契約を締結するものとします。

(免責)

第13条 産総研グループは、本契約により提供される技術コンサルティングについて、委託者の要求に合致すること、特定の目的に適合すること、技術の内容に市場性があり実現可能であること等を含め明示又は黙示を問わず一切の保証をするものではありません。技術コンサルティングの内容を用いた委託者又は委託者の取引先、顧客その他委託者関係者による商品の製造、商品の販売、役務の提供その他の行為によって委託者又は第三者に損害が発生した場合でも、産総研グループは委託者に対し、一切の責任を負わないものとします。

(解約)

第14条 特記事項に定めるもののほか、AIST Solutions 又は委託者は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに、本契約を解約することができるものとします。

- 一 この約款に違反し、10日間以上の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、その期間内に履行されないとき。
- 二 監督官庁から営業の取り消し又は停止の処分を受けたとき。
- 三 手形若しくは小切手の不渡処分を受け、仮差押え若しくは仮処分が執行され、又は強制執行が実施されたとき。
- 四 破産手続、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の開始の申立てがあったとき。
- 五 解散、合併、会社分割、事業の全部又は重要な一部の譲渡の決議をしたとき。
- 六 主要な株主の異動等、経営主体に変更が生じたとき

2 AIST Solutions 又は委託者は、天災事変その他の不可抗力によって、又は技術コンサルティングを担当する産総研グループの役職員等の退職、休職、長期療養等の事由により技術コンサルティングの遂行が困難となったときは、本契約を解約することができるものとします。

3 AIST Solutions 又は委託者は、前項に基づく解約に伴い相手方に生ずる一切の損害、損失、責任等については、何ら責任を負わないものとします。

(残存条項)

第15条 本契約の終了後も、この約款中、第11条の規定は、当該契約期間終了後3年間有効とし、第7条第5項、第8条、第10条、第13条、本条、第17条及び第18条の規定は本契約終了後も有効に存続するものとします。

(安全保障輸出管理関連法令の遵守)

第16条 AIST Solutions 及び委託者は、本契約に基づきいずれかより提供又は開示を受けた貨物、情報及び資料(複製物を含む。)並びに技術コンサルティングの結果を、輸出又は外国における提供若しくは外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律228号。以

下「外為法」という。)第6条第1項第六号に定める非居住者又は「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿易第492号。その後の改正を含む。以下「役務通達」という。)別紙1-3「特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」に従った確認の結果、役務通達の1(3)サ①、②又は③に該当するとAIST Solutions 又は委託者が判断した者(外為法第6条第1項第五号に定める居住者のうち自然人に限る。)への提供を行う場合、外為法及びその関連法令を遵守し、輸出許可取得等定められた必要な手続きをとるものとします。

(合意管轄)

第17条 AIST Solutions 及び委託者は、東京地方裁判所を、本契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

(その他)

第18条 この約款に関し疑義が生じた場合又はこの約款に記載のない事項若しくはその取決め等については、AIST Solutions と委託者で誠意をもってその都度協議するものとします。

## 特記事項

(暴力団関与の属性要件に基づく契約の解約)

第1条 AIST Solutions 及び委託者は、いずれかが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解約することができる。

- 一 いずれかが、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき、又は自己以外の役員等(個人である場合にはその者、法人である場合には役員又は支店もしくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合には代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- 二 自己以外の役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 いずれかの役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- 四 いずれかの役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(損害賠償)

第2条 AIST Solutions 又は委託者は、第1条の規定により本契約を解約した場合には、これによりその相手方(以下この条において、「当該相手方」という。)に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 AIST Solutions 又は委託者は、第1条の規定により本契約を解約した場合において、自らに損害が生

じたときは、当該相手方はその損害を賠償するものとする。

- 3 前項に規定する場合において、請求者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、当該相手方は、技術コンサルティング費の額（本契約締結後、技術コンサルティング費の額に変更があった場合には、変更後の技術コンサルティング費の額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として請求者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、委託者が事業者団体であり、既に解散しているときは、AIST Solutions は、委託者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、委託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、AIST Solutions 又は委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、AIST Solutions 又は委託者がその超える分について当該相手方に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 当該相手方が、第3項の違約金及び前項の損害賠

償金を請求者が指定する期間内に支払わないときは、当該相手方は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条で規定する法定利率により計算した額を遅延損害金として請求者に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第3条 AIST Solutions 又は委託者は、本契約に関して、自ら又は委託先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、これを拒否し、又は委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を相手方に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

#### 附 則

この約款は、2023年4月1日から施行する。

一部改正 2023年12月18日

一部改正 2025年9月1日

一部改正 2026年2月1日

一部改正 2026年4月1日

株式会社AIST Solutions  
代表取締役 逢坂 清治  
代理人  
経営戦略本部 経営管理部  
部長 田崎 英弘 宛

(申込者代表者又はその委任を受けた者)  
〇〇株式会社  
(〇〇県〇〇市〇〇町 1-1)  
代表取締役社長 〇〇 〇〇 (印)

## 技術コンサルティング申請書

株式会社AIST Solutions技術コンサルティング約款に基づき、下記のとおり、技術コンサルティングを申し込みます。なお、技術コンサルティングの実施に当たっては、株式会社AIST Solutions技術コンサルティング約款において、定められた全ての事項に従います。

### 記

- (1) 題目  
(技術コンサルティングの目的や概要がわかるように一行程度で記載してください。)
- (2) 技術コンサルティングの内容  
(希望する技術コンサルティングの内容を記載してください。)
- (3) 技術コンサルティングの希望期間  
希望期間：自 年 月 日 至 年 月 日  
希望頻度：月 回 計 回 (各 時間程度)
- (4) 技術コンサルティングを担当する産総研グループ側の役職員等  
(全員の氏名、所属を記載してください。)
- (5) 技術コンサルティングを受ける委託者側の役職員等 (派遣 【有/無】)  
(全員の氏名、所属を記載してください。)(【有/無】)
- (6) AIST Solutionsに提供する技術コンサルティング費  
技術コンサルティング費 ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. - (消費税及び地方消費税を含む。)
- (7) 委託者側の契約担当者の連絡先  
住 所：  
所 属：  
役職名： 氏 名：  
電 話： E-mail：
- (8) その他特記すべき事項

株式会社AIST Solutions  
代表取締役 逢坂 清治  
代理人  
経営戦略本部 経営管理部  
部長 田崎 英弘 宛

(申込者代表者又はその委任を受けた者)  
〇〇株式会社  
(〇〇県〇〇市〇〇町 1-1)  
代表取締役社長 〇〇 〇〇 (印)

## 技術コンサルティング変更申請書

株式会社AIST Solutions技術コンサルティング約款に基づき 年 月 日に締結した下記題目の技術コンサルティング契約について、下記のとおり変更したく申請します。なお、技術コンサルティングの実施に当たっては、株式会社AIST Solutions技術コンサルティング約款において、定められた全ての事項に従います。

### 記

- (1) 題目  
(技術コンサルティングの目的や概要がわかるように一行程度で記載してください。)
- (2) 技術コンサルティングの内容  
(希望する技術コンサルティングの内容を記載してください。)
- (3) 技術コンサルティングの希望期間  
変更後の希望期間：自 年 月 日 至 年 月 日  
変更後の希望頻度：月 回 計 回 (各 時間程度)
- (4) 技術コンサルティングを担当する産総研グループ側の役職員等  
(全員の氏名、所属を記載してください。)
- (5) 技術コンサルティングを受ける委託者側の役職員等 (派遣 【有/無】)  
(全員の氏名、所属を記載してください。)(【有/無】)
- (6) AIST Solutionsに提供する技術コンサルティング費  
技術コンサルティング費 ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. - (消費税及び地方消費税を含む。)
- (7) 委託者側の契約担当者の連絡先  
住 所：  
所 属：  
役職名： 氏 名：  
電 話： E-mail：
- (8) その他特記すべき事項

(様式第3)

年 月 日 番号

申込者代表者又はその委任を受けた者 宛

株式会社AIST Solutions  
代表取締役 逢坂 清治  
代理人  
経営戦略本部 経営管理部  
部長 田崎 英弘

## 技術コンサルティング受諾書

○年○月○日付けで申請のあった下記題目の技術コンサルティングについては、下記のとおり受諾いたします。なお、別途株式会社AIST Solutionsが発行する請求書に従い、技術コンサルティング費を所定の期日までに納付してください。

### 記

- (1) 題目
  - (2) 技術コンサルティングの内容
  - (3) 技術コンサルティングの期間  
期 間：自 年 月 日 至 年 月 日  
実施予定頻度：月 回 計 回 (各 時間程度)  
ただし、産総研グループの役職員等の最大従事時間は、 時間とする。
  - (4) 技術コンサルティングを担当する産総研グループ側の役職員等
  - (5) AIST Solutionsに提供する技術コンサルティング費  
技術コンサルティング費 ¥○, ○○○, ○○○. - (消費税及び地方消費税を含む。)
- 内訳
- ①直接経費  
技術コンサルティング料 ¥○, ○○○, ○○○. -  
必要経費 ¥○, ○○○, ○○○. -
  - ②間接経費 ¥○, ○○○, ○○○. -  
(間接経費割合 %)
- (6) その他特記すべき事項  
氏名、株式会社○○、○○研究開発部、「有/無」